

各 高齢者施設・住まい及び介護保険事業所 管理者 殿  
(政令市・中核市に所在する施設等を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部高齢福祉課長

令和8年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における所要額調査(拡充分)  
について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記については、令和7年5月26日付け高福第1943号にて令和8年度分の調査を行ったところですが、厚生労働省により補助対象事業の拡充が検討されていることを受け、現時点での活用意向を把握するため、次により回答してください。

なお、この調査は、県が補助の実施主体である、政令市、中核市以外の市町村に所在する広域型施設が対象ですので御注意ください。

## 1 調査対象事業

次の(1)、(2)いずれかに該当する場合、回答してください。

### (1) 令和8年度に次の事業の活用を希望する場合

補助事業名	対象事業	基準単価	交付率	留意事項
国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	国土強靱化対策事業(ブロック塀等の改修・水害対策・非常用自家発電設備整備)を併せて実施する場合の大規模修繕事業	29,260千円/施設(※)	国1/3 県1/3 事業者1/3	・特別養護老人ホーム(短期を除く)、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院に限る
高齢者施設等の水害対策強化事業	老朽化したエレベーターの改修	知事が認める額	国1/2 県1/4 事業者1/4	・災害危険区域等に所在する高齢者施設等に限る

※ 補助対象経費が29,260千円の場合、19,506千円が補助額となります。

### (2) 令和9年度以降に、次の事業の活用を予定している場合

国土強靱化対策事業(ブロック塀等の改修・水害対策・非常用自家発電設備整備)

## 2 提出資料(活用希望がない場合は提出不要です。)

・ 見積書(徴収していない場合は、概算額及び見積予定時期を回答してください。)

※ 「国土強靱化対策事業を併せて実施する場合の大規模修繕事業」を実施希望の場合は、修繕

工事の見積書とあわせて、ブロック塀等の改修・水害対策・非常用自家発電設備整備いずれかの見積書もあわせて提出する必要があります。

- ・ メール件名を「【〇〇事業】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金所要額調査」としてください。（例：【非常用自家発電設備整備事業】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金所要額調査）
- ・ 本文には、「法人名」、「事業所名（施設種別）」、「大規模修繕等支援事業の場合は併せて行う国土強靱化対策事業の場合は、「ブロック塀等の改修・水害対策・非常用自家発電設備整備」のいずれか」「実施予定年度」「担当者御連絡先」を記載してください。

### 3 提出方法・提出先

次の施設等の種別に応じて、所管グループ宛てに電子メールにより御提出ください。

- (1) 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設又は定員 30 人以上の単独型の事業所）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

→高齢福祉課 福祉施設グループ

[fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp)

- (2) 介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム

→高齢福祉課 保健・居住施設グループ

[hoken-kyojyu.tt77@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:hoken-kyojyu.tt77@pref.kanagawa.lg.jp)

※ 政令市・中核市に所在する施設等及び定員 29 人以下の小規模施設等については、県は事業実施主体ではありませんので本調査の対象外です。

### 4 提出期限

令和 8 年 1 月 14 日（水）

### 5 留意事項

- ・ 「国土強靱化対策事業を併せて実施する場合の大規模修繕事業」については、国土強靱化対策事業（ブロック塀等の改修・水害対策・非常用自家発電設備整備）を併せて実施する場合の、大規模修繕事業への補助です。一体的に実施する国土強靱化対策は、平成 30 年 2 月 1 日以降に実施され、すでに整備が完了しているもの又は令和 8 年 3 月 31 日までに事業完了が見込まれる事業を含みます（全額事業主負担による事業を含みますが、発災後 72 時間以上の事業継続が可能な非常用自家発電設備等、交付要件を満たしたものである必要があります。）。対象施設や交付基準単価については国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」改正案（p.18（2）防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく事業）を必ず御確認ください。
- ・ 1（1）の回答事業については、県からの交付決定後（11～12 月前後）に事業着手（入札公告等）し、令和 8 年度 2 月頃までに完了する事業（令和 9 年 3 月 31 日までに県から補助金の支払が完了するもの）が対象となります。繰越（補助事業の完了が令和 9 年 4 月 1 日以降にずれ込むこと）は原則として認められません。
- ・ 補助対象事業については令和 8 年度の国協議対象事業や県の予算措置状況によるため、現時点で補助実施を確約するものではありません。

- ・ 当該交付金の補助協議前に補助財産に抵当権が設定されている場合は、原則補助対象外です。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、① 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること、② 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと、③ 申請法人が抵当権設定者であることが確認できる場合は対象となる可能性がありますのでご相談ください。
- ・ 令和6年4月1日から義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則として補助対象外です。
- ・ 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備については、専ら非常時に用いる設備とし、特に地震による停電時等に有効に機能する必要があります。そのため、当該設備について耐震性が確保されていることが分かる資料（耐震強度計算書等）を整備する必要があります。

## 6 掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

(<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?id=967&topid=6>)

### 問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

<特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム等>

福祉施設グループ 福岡・吉田 内線 4854

<介護老人保健施設・介護医療院・有料老人ホーム等>

保健・居住施設グループ 植野・鎌田 内線 4856

<訪問介護・通所介護等>

在宅サービスグループ 井上 内線 4841